

作成担当課・係	技術管理課基準第一係
作成時期	2008年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	2013年度

国部整契第707号  
国部整技管第140号  
国部整河工第58号  
国部整道工第165号  
平成20年11月25日

本局各部各課（室）長 殿  
各事務所（管理所）長 殿

総務部長

企画部長

河川部長

道路部長

### 「設計変更に伴う適正な措置」について（通知）

請負工事における設計変更に伴う契約変更の手続きは、設計変更を適切に実施し、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとしている。

このうち、軽微な設計変更に伴うものは、工期末での契約変更で足りることとしているところであるが、設計変更の協議・指示等の調整が十分でないことから、工期末の契約変更において金額に乖離が生じている事案が見受けられる。

そのため今後においては、従来より定められている「設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて（昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2）」をより適正に実施するため、甲乙が対等であるとの認識のもと、下記のとおり取扱いを定め、試行することとしたので通知する。

この通知は、平成20年12月1日から施行する。

なお、業務においても同様な措置とする。

### 記

軽微な設計変更については、指示簿にて処理してきたところであるが、金額変更が伴う設計変更は、これまでの指示簿に代え、協議簿により設計変更内容、概算金額及び延長必要日数を明示したうえで、請負者と協議を行い了解を得ること。

## 設計変更に伴う適正な措置について

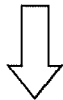
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことが最も望ましいが、事務手続きに時間と労力を要するため、次のとおり行うものとする。

### I. 設計変更に伴う契約変更手続きをその都度、行うもの

- ①構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
  - ②原則、新工種に係るもの
  - ③設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の20%をこえるもの
- \*ただし、国債の中間年度においては、当該年度中には増額の予算措置ができないこととなるが、設計変更に伴う契約変更については適切に対応するものとする。

### II. 軽微な設計変更に伴うもので、工期末の契約変更で足りるもの

上記、I. 以外のもの



#### ● 今回の実施内容

#### 【協議簿に、変更内容、概算金額、延長必要日数を記載し、請負者と協議を行う】

これまで、工事中に発生した設計変更は、指示簿により処理してきたが、甲乙が対等な立場であるとの認識と指示簿の積み重ねによる金額の乖離を解消するために、金額の増減が伴う設計変更は、これまでの指示簿に変え、協議簿により設計条件等を明示したうえで、請負者の了解を得ることとする。

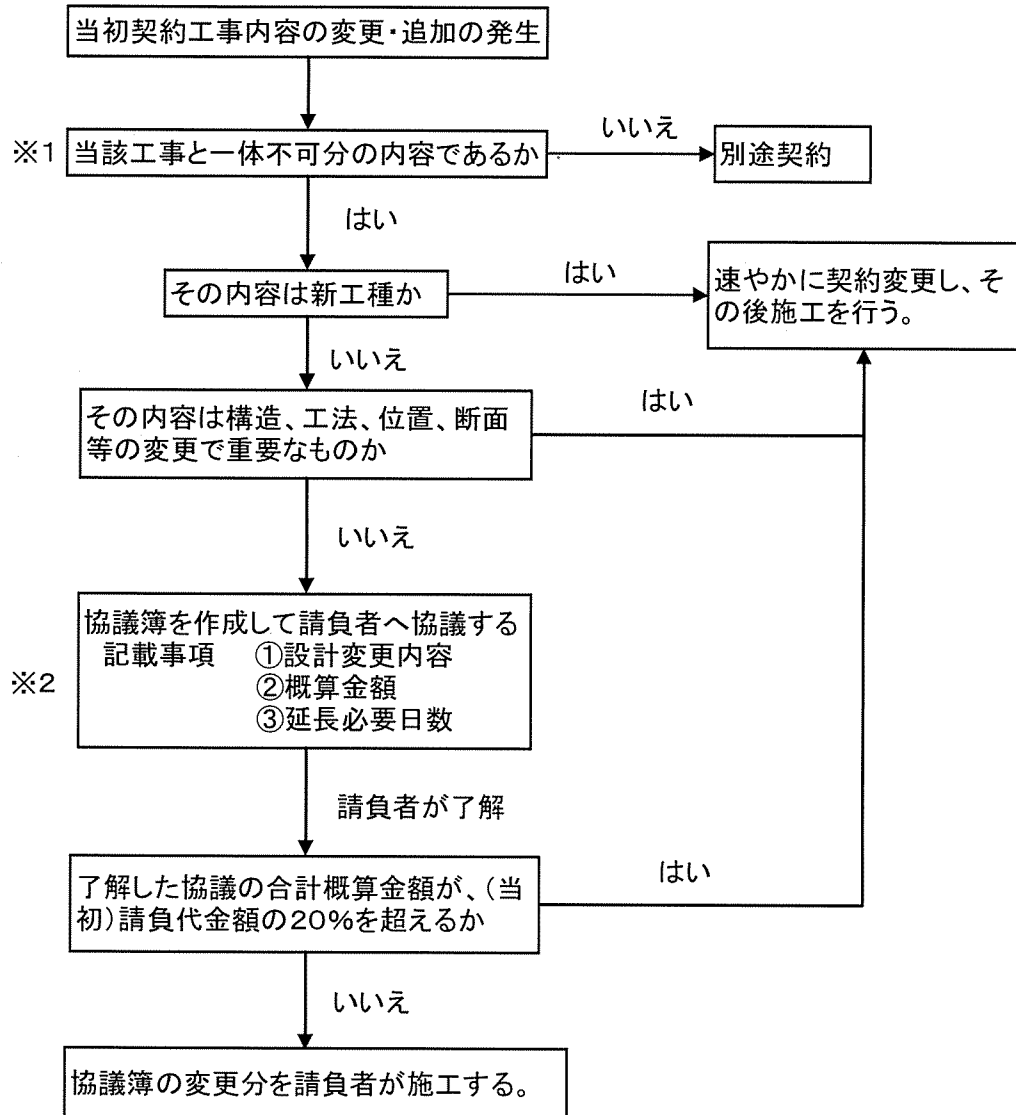
\*業務においても同様な措置とする。

#### ● 効果

- ①契約変更の手続きが円滑に行われる。
- ②甲乙が対等な立場における合意に基づいて、透明、公平な契約が可能。
- ③乙は、変更に伴う概算金額が確認できるため下請契約を適切に行うことが可能。
- ④甲は、適正な予算管理のうえで契約変更を行うことができる。

## 工事発注後の契約内容の変更フロー

◇原則、下記フローにより実施する。



※1 請負代金額の30%を超える変更見込額となる場合は分離して発注することが著しく困難な場合を除いて原則別途契約。

※2 請負者からの協議回答についても概算金額、延長予定日数の記載を行う。

## 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2  
官房長から各地方建設局長あて

## (目的)

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

## (定義)

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 設計変更 工事請負標準契約書第18条及び第19条の規定により図面又は仕様書(土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。)を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。
  - 二 単価、工事量又は一式工事費の変更 設計変更に伴い、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

(注) 単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事(以下「一式工事」という。)のうち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。
  - 三 新工種 設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等(営繕工事(事業費をもってする営繕工事を除く、以下同じ。)にあつては、科目、細目等)を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

## (契約変更の範囲)

- 3 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

(注) 工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模等に応じ適正に定めるものとする。
- 4 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。
- 5 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

(土木工事に係る設計変更の手続)

- 6 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行なうものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行なうことができるものとする。
- 7 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受けるものとする。
  - 一 変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）又は4,000万円をこえるもの
  - 二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

(営繕工事に係る設計変更の手続)

- 8 営繕工事に係る設計変更は、原則として、その必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行なうものとする。

(設計変更に伴う契約変更の手続)

- 9 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末)に行なうことをもって足りるものとする。

(注) 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

  - イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
  - ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係るものについては25%）をこえるもの

(部分払)

- 10 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行なうものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

- 11 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の相手方に対し契約条項を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

(この取扱いの実施時期)

- 12 この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事の請負契約を締結するものから実施するものとする。